

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第84号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う再アセス実施と隣の井戸から溢れた水による自宅の被害に関する工事協定書締結を求める陳情

陳情第85号 調布市の陥没事故のテレビ報道を見てリニアの大深度工事に伴い自宅で同様の事故や問題が起きないようにJR東海、県と国に対して、具体的に事前の対応策の申し入れや検討いただきたい事項についての陳情

資料1 リニア中央新幹線計画の概要

資料2 リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定

資料3 梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事の概要

資料4 シールドトンネル工事の概要

資料5 陳情第84号・第85号に対する本市の見解

参考資料1 中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について

参考資料2 リニア中央新幹線の大深度地下使用認可申請時における地質断面図

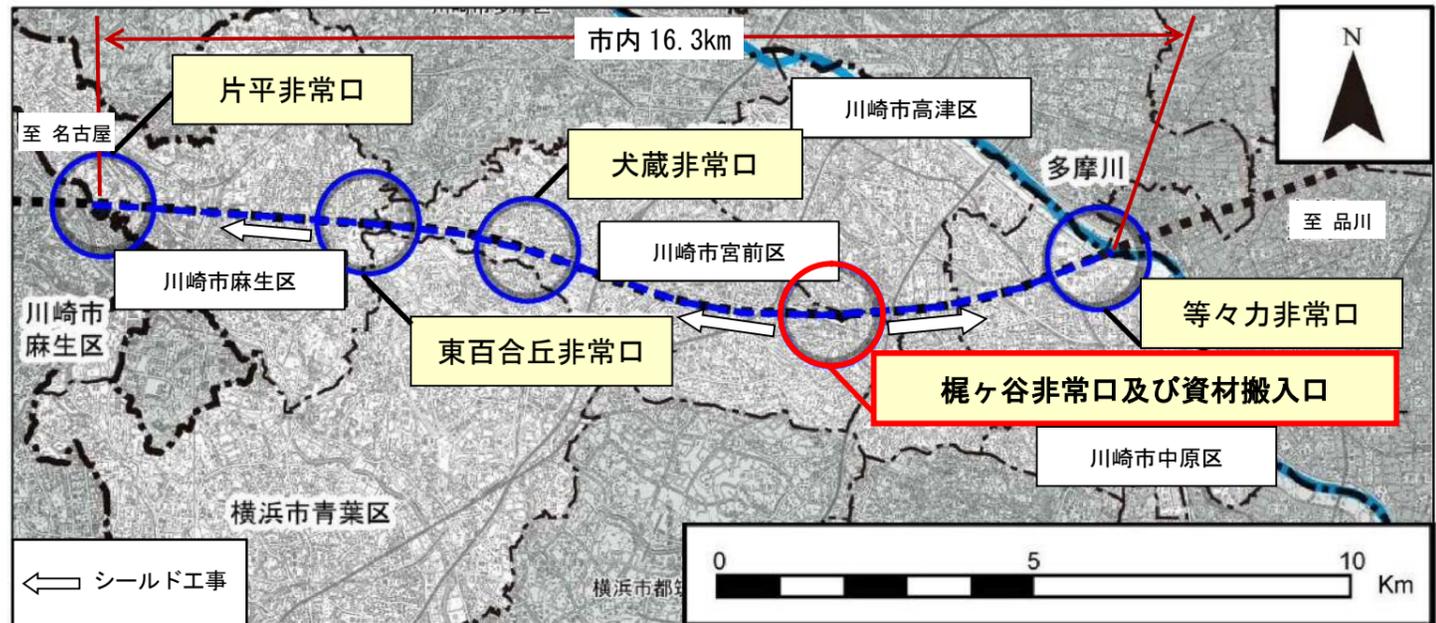
参考資料3 東京外かく環状道路 地表面陥没事象（概要）

まちづくり局

1 中央新幹線計画の内容

名称及び種類	名称：中央新幹線 品川・名古屋間 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業） 事業者：東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）
事業実施区域の起終点	起点：東京都港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505km/h
工事予算	総工事費：7.04兆円
路線概要	「中央新幹線 品川・名古屋間」の路線は、東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286km（地上部約40km、トンネル約246km）の区間である。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。

2 市内の路線概要

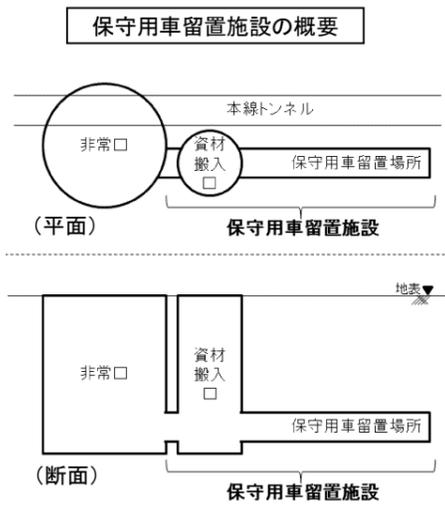
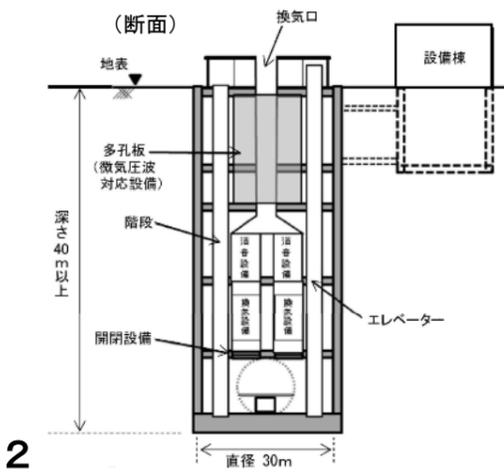
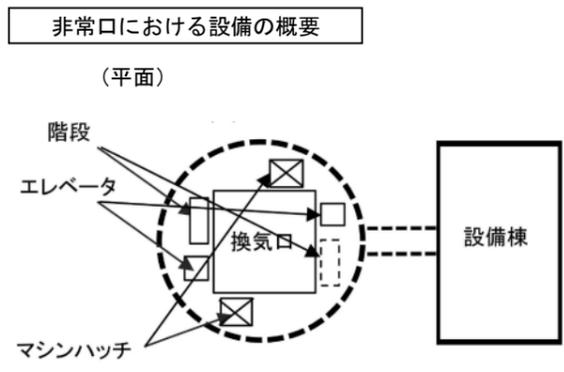
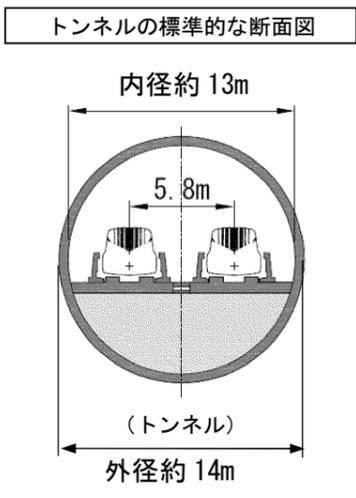


本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものです。
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）
 ・「中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その1）」（平成26年8月）
 ・「中央新幹線品川・名古屋間事業説明会【神奈川県川崎市】」（平成26年11月）

3 市内の非常口等計画地の概要

<p>片平非常口 （旧鶴川総合運動場内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>東百合丘非常口 （旧J S R東京研究所内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>犬蔵非常口 （旧サンワ川崎工場内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>梶ヶ谷非常口及び資材搬入口 （JR貨物梶ヶ谷ターミナル駅隣接地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>等々力非常口 （旧J Xホールディング等々力グラウンド内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>
---	--	---	---	---

4 市内の施設・設備の概要

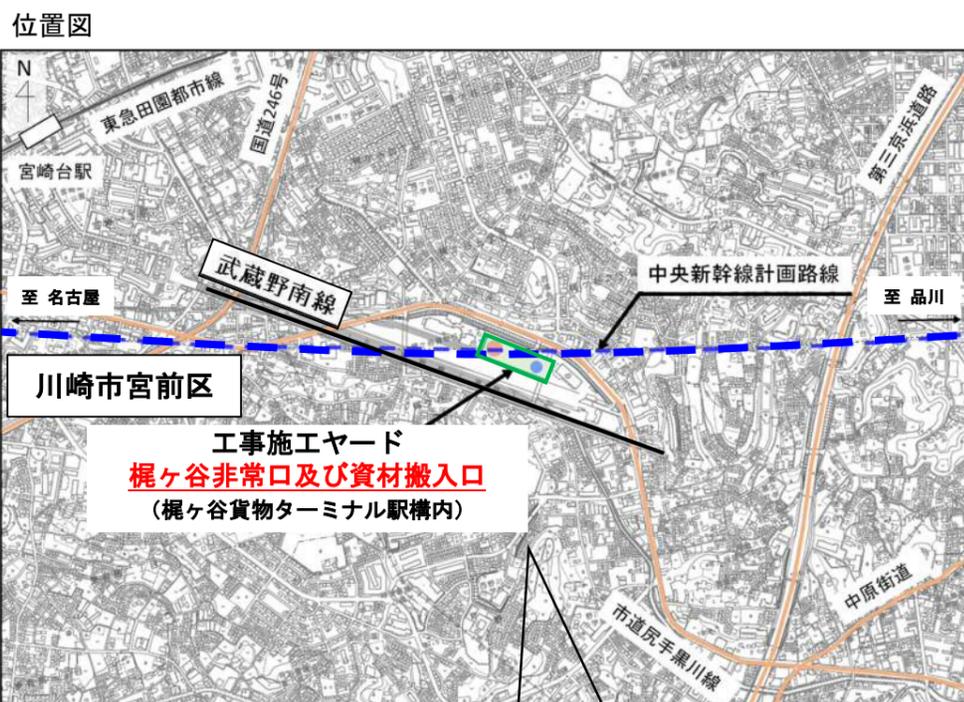


時 期	主な経緯及び今後の予定
昭和48・49年度	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸大臣が、全国新幹線鉄道整備法（全幹法）に基づく基本計画を決定【S48】。運輸大臣の指示による地形・地質調査等【S49～H21】
平成19～23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表【H19.12】 ・国土交通大臣が、交通政策審議会に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問【H22.2】、審議（計20回）【H22.3～H23.5】 ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申【H23.5】 ・国交大臣が、全幹法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJR東海を指名。整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、JR東海に対して建設を指示【H23.5】 ・JR東海が、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の計画段階環境配慮書を公表【H23.6、8】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく中央新幹線環境影響評価方法書を公告【H23.9】 ・JR東海が、市内の5区（中原・高津・宮前・多摩・麻生）で計9回の中央新幹線環境影響評価方法書の説明会を開催【H23.10】 ・川崎市が、中央新幹線環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例方法審査書をJR東海宛て送付及び公告【H24.1】
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、市内で中央新幹線計画の説明会を開催【H25.7.24】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく中央新幹線環境影響評価準備書を公告【H25.9.20】 ・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計11回の中央新幹線環境影響評価準備書の説明会を開催【H25.9.30～10.17】 ・川崎市が、公聴会を2回開催【H26.1.18、1.19】、川崎市環境影響評価審議会で審議【H26.1.14～2.19】 ・川崎市が、中央新幹線環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例審査書をJR東海宛て送付及び公告【H26.2.28】 ・神奈川県が、中央新幹線環境影響評価準備書に対する知事意見をJR東海宛て送付及び公表【H26.3.25】
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、市内において、大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会を開催【H26.4.22】 ・JR東海が、環境影響評価法に基づく確定前の中央新幹線環境影響評価書[神奈川県]を国土交通大臣に送付【H26.4.23】 ・国土交通大臣が、環境大臣意見を踏まえて、大臣意見をJR東海宛て送付【H26.7.18】 ・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく中央新幹線環境影響評価書を公告【H26.8.29】 ・国土交通大臣が、JR東海に対して、全幹法に基づく工事実施計画を認可【H26.10.17】 ・JR東海が、神奈川工事事務所川崎分室を開設【H26.11.5】 ・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計4回の事業説明会、自治会等を対象とした計12回の地区単位の事業説明会を開催【H26.11～H27.5】
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、大深度地下を使用する区間における井戸等の物件調査の範囲を公表し、その後調査を開始【H27.8.7】
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、【東百合丘】非常口の工事説明会を開催【H29.1.14、18】、工事着手【H29.2】 ・JR東海が、【梶ヶ谷】非常口の工事説明会を開催【H29.3.4、5、7】、工事着手【H29.3】
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、大深度地下使用法に基づく認可について国交大臣に申請【H30.3.20】
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、中央新幹線品川・名古屋間における大深度地下使用の認可申請に関する説明会を開催【H30.5】 ・国交大臣が、「中央新幹線品川・名古屋間建設工事」に関する大深度地下の使用認可申請案件に係る公聴会を開催【H30.6】 ・JR東海が、【等々力】非常口の工事説明会を開催【H30.7.28、29、30】、工事着手【H30.8】 ・国交大臣が、JR東海に対して、大深度地下使用法に基づく認可【H30.10.17】
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、【犬蔵】非常口の工事説明会を開催【H31.3.29、30】、工事着手【H31.4】 ・JR東海が、片平非常口新設に伴う工事用道路の計画に関する説明会を開催【R1.12.21】
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、片平非常口新設の工事用道路整備に関する工事説明【R2.6】、工事着手【R2.7】 ・JR東海が、【梶ヶ谷】非常口工事に関する工事説明（資料配布等）【R2.7】 ・JR東海が、【梶ヶ谷】シールド機組立等の工事説明会を開催【R3.3】
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、【東百合丘】シールド機組立等の工事説明会を開催【R3.4】
今 後	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海が、【片平】非常口の工事説明会（R3）、工事着手（R3） ・JR東海が、シールドトンネルの工事説明、工事着手
令和9年(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・品川・名古屋間の工事完了予定（中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画より）

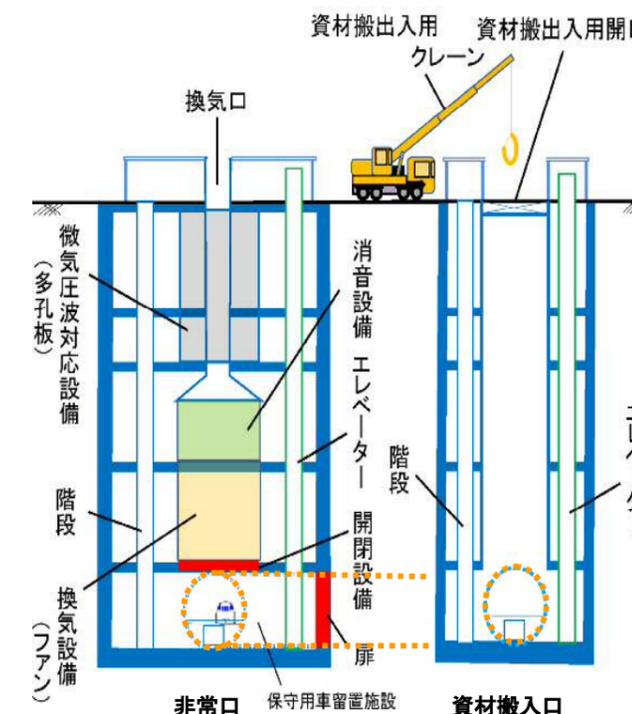
1 工事の概要

- (1) 工事名称：中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事
- (2) 工事場所：川崎市宮前区梶ヶ谷（梶ヶ谷貨物ターミナル駅構内）
- (3) 工事契約期間：平成29年2月2日～令和3年10月末
- (4) 非常口等の概要：[非常口]深さ約80m、直径約50m（令和3年10月末完成予定）
[資材搬入口]深さ約75m、直径約30m（令和3年2月完成）

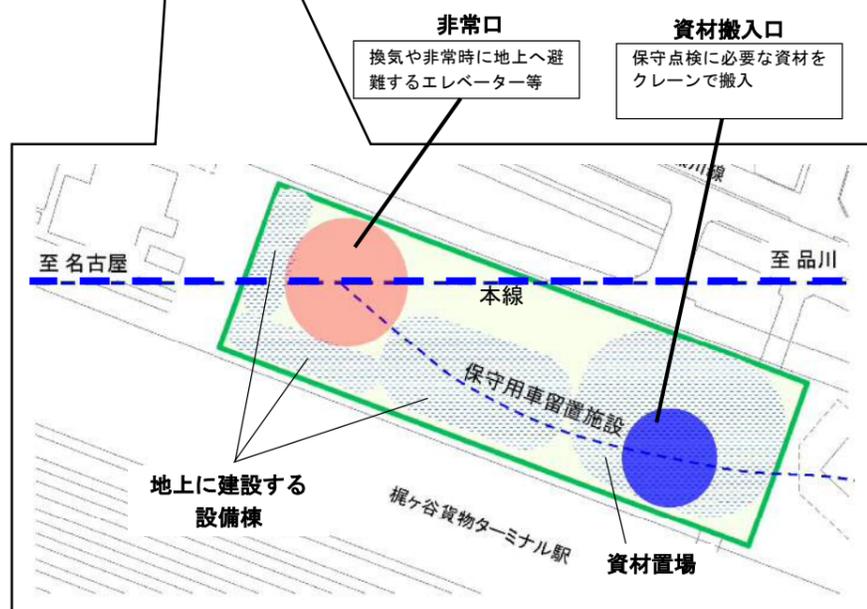
本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものです。
 ・「中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事-工事説明会-資料」（平成29年3月）
 ・「中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について」（平成29年3月）



工事の様子（令和3年4月）



非常口及び資材搬入口の概要（断面図）



非常口及び資材搬入口の概要（平面図）

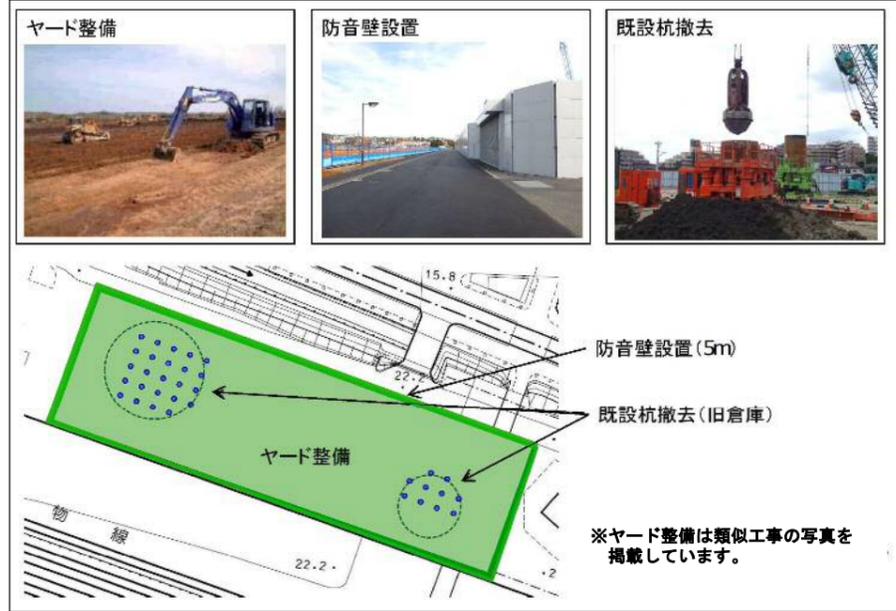
2 工事工程

項目	年度	R2				R3				R4				R5				R6				R7	R8	R9
		IV	I	II	III																			
非常口・資材搬入口工事	梶ヶ谷非常口構築・掘削・沈下	■																						
シールド工事	工事施工ヤード整備	■				■																		開業予定
	設備設置・地盤改良等	■				■																		
	シールド機搬入・組立					■																		
	トンネル掘削等					■				■				■				■						

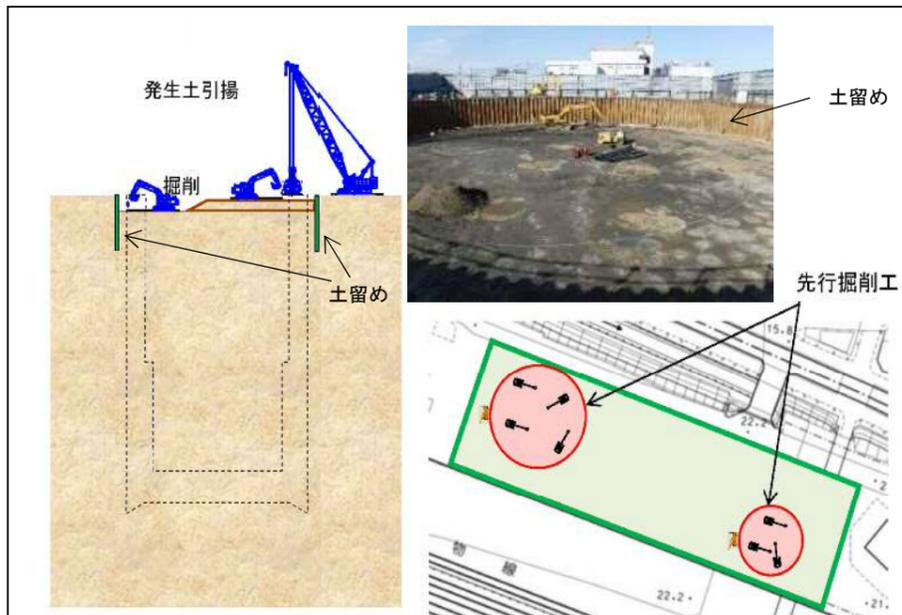
※工程については、現時点の計画であり、変更する場合があります
 ※シールドトンネル工事は別途、平成31年1月29日に契約（令和8年11月30日まで）

3 施工手順

(1) 準備工



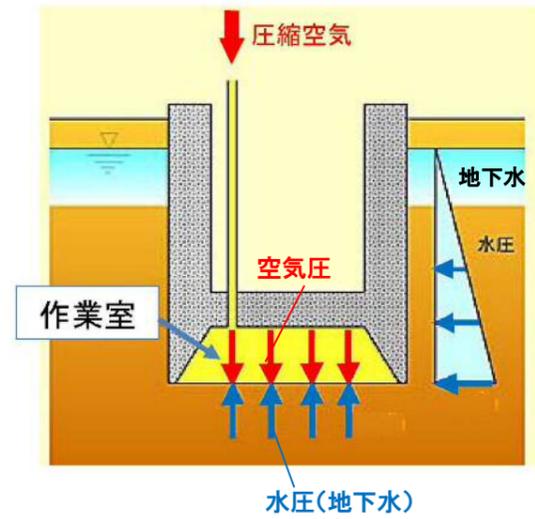
(2) 先行掘削工



(3) ニューマチックケーソン工

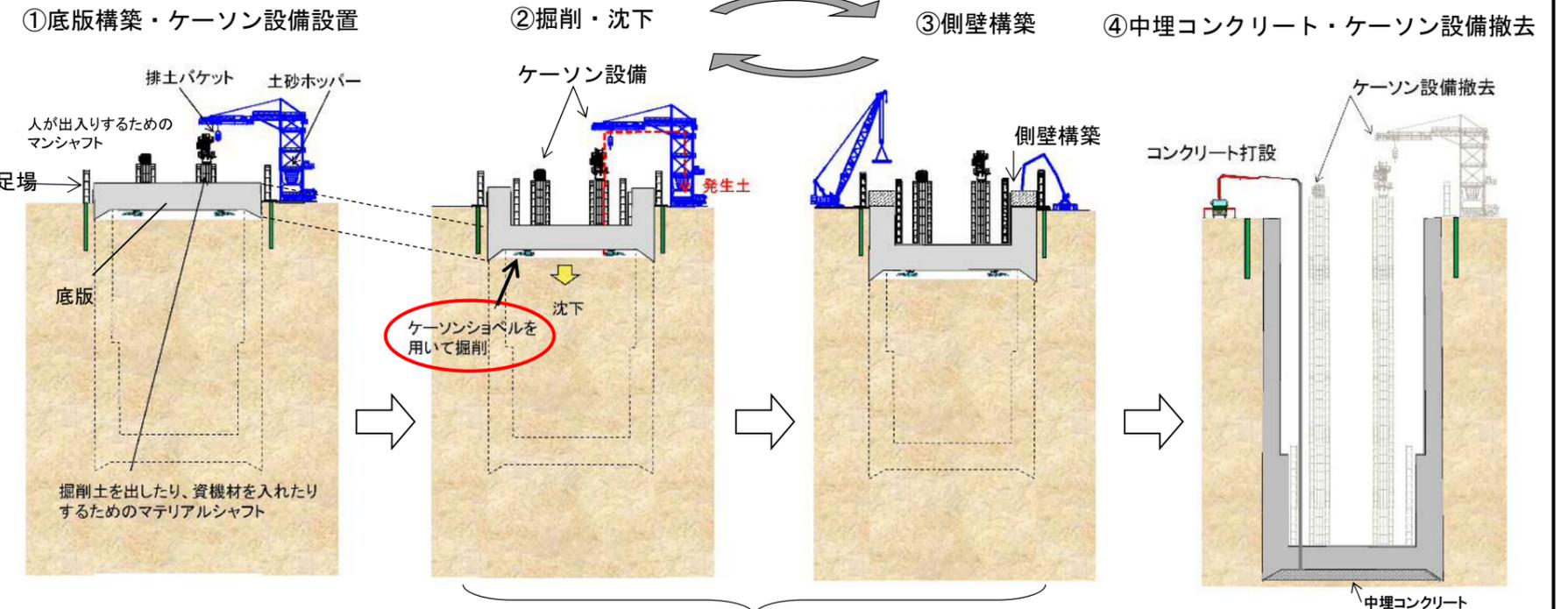


ニューマチックケーソンの原理



空気圧 = 水圧(地下水)ならば作業室に地下水は侵入しない

【施工ステップ】



[非常口]

現在 (令和3年5月)

[資材搬入口]

(令和3年2月完成)

4 井戸等の調査

JR東海は、環境影響評価法に基づく「中央新幹線環境影響評価書[神奈川県]」、川崎市環境影響評価条例に基づく「中央新幹線法対象条例環境影響評価書[川崎市]」及び「中央新幹線環境影響評価書[神奈川県]」に基づく「事後調査計画書」を作成している。

また、同社は、これらに基づく環境保全措置及びモニタリングの具体的な計画として、「中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について（平成29年3月）」（以下、「環境保全計画」という。）を公表し、（1）井戸等の調査及び（2）工事施工ヤード内の地下水・水資源のモニタリング調査を行っている。

下記に「環境保全計画」の抜粋を示す（一部加工を含む）。

（1）井戸等の調査計画

- 本工事では、圧気工法であるニューマチックケーソン工法により実施するにあたり、自動圧力調整装置¹⁾やエアブロー対策漏気回収装置²⁾を設置するなど、**圧縮空気の漏出対策をとる。**
- その上で、法令等（**酸素欠乏症等防止規則³⁾**等）に基づき、**施工者が非常口及び資材搬入口から1kmの範囲内にある井戸等について調査を行い、工事に伴う空気の漏出がないことを確認しながら工事を実施する。**
- なお、**工事に伴う損害が確認された場合には補償を行う。**

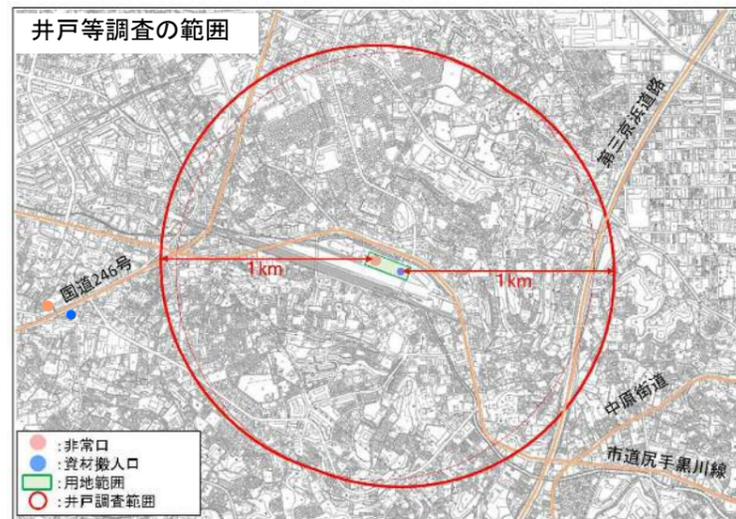
【井戸等調査の概要】

酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸等について、空気の漏出の有無、その程度及びその空気中の酸素の濃度を調査

現状確認：非常口及び資材搬入口から半径1kmの範囲における井戸や地下室等の有無の確認を行う。

事前・事後：井戸等がある全戸を対象に、井戸等の状況の確認を行う。

工事中：代表的な測定箇所を選んで、空気の漏出の有無等の確認を行う。



「中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について」抜粋

- 1) 自動圧力調整装置は作業室内の圧力を一定に保つためのもの
- 2) エアブロー対策漏気回収装置は、周辺地盤への拡散防止を目的としたもので、刃口に取り付けた空気取り入れ口より漏出空気を取り込み、躯体内の配管を通して大気へ放出するもの
- 3) 酸素欠乏症等防止規則では、圧気工法により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸等について、空気の漏出の有無、その程度及びその空気中の酸素の濃度を調査しなければならないこととしている。

【調査結果】

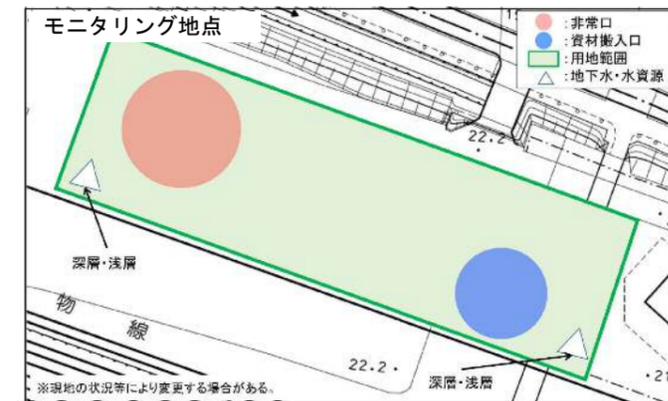
施工者が行った調査の結果、現時点では井戸等に異常は認められていない。

（2）工事施工ヤード内の地下水・水資源のモニタリング調査

【地下水・水資源のモニタリング調査計画の概要】

調査項目	調査内容	調査地点	モニタリングの調査期間
地下水・水資源	水位	非常口・資材搬入口付近の地点	工事前の一定期間（平成27年8月から月1回） 工事中は継続的に実施 工事完了後の一定期間
	自然由来の重金属等（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素）		工事前に1回 工事中に毎年1回実施 但し、酸性化可能性については、土壌汚染のモニタリングにより、マニュアル ¹⁾ で長期的な酸性化可能性があるとして定められた値との差が小さい場合に実施
	酸性化可能性（pH）		

1) 「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」（平成22年3月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会）



「中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設工事における環境保全について」抜粋

【調査結果】

JR東海によると、調査の結果、現時点では水位の異常は認められていない。その他の項目については、工事前と比較して大きな変動は確認されていない。

5 JR東海による地元説明の状況

平成29年3月 沿線住民に対し、梶ヶ谷非常口の工事説明会を開催（3回）

平成30年5月 沿線住民に対し、大深度地下使用の認可申請に関する説明会を開催（4回）

令和2年7月 地元町内会（梶ヶ谷町内会及び梶ヶ谷金山町内会）に対し、**梶ヶ谷非常口に関する工事説明**（新型コロナウイルス感染症防止の観点から説明会に代わり資料配布等を実施）

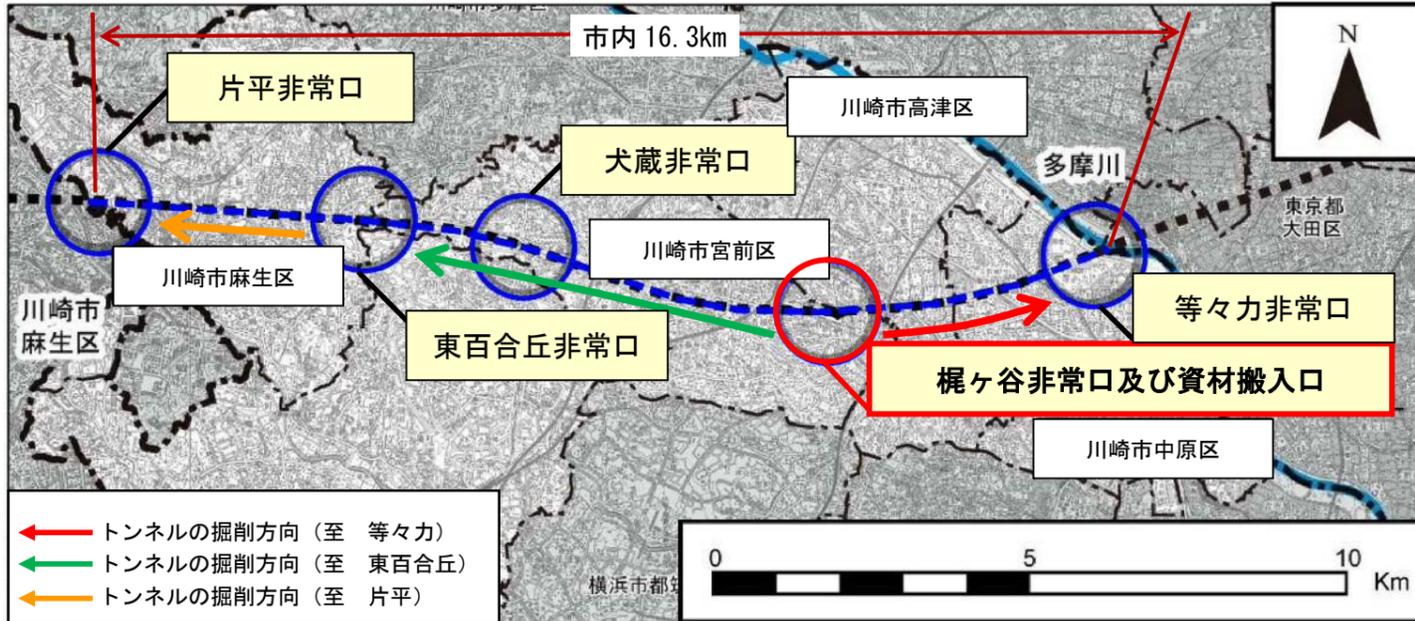
令和3年3月 地元町内会（梶ヶ谷町内会及び梶ヶ谷金山町内会）に対し、**シールド機組立等の工事説明会**を開催（2回）

その他、随時、工事スケジュールについて地元町内会に情報提供

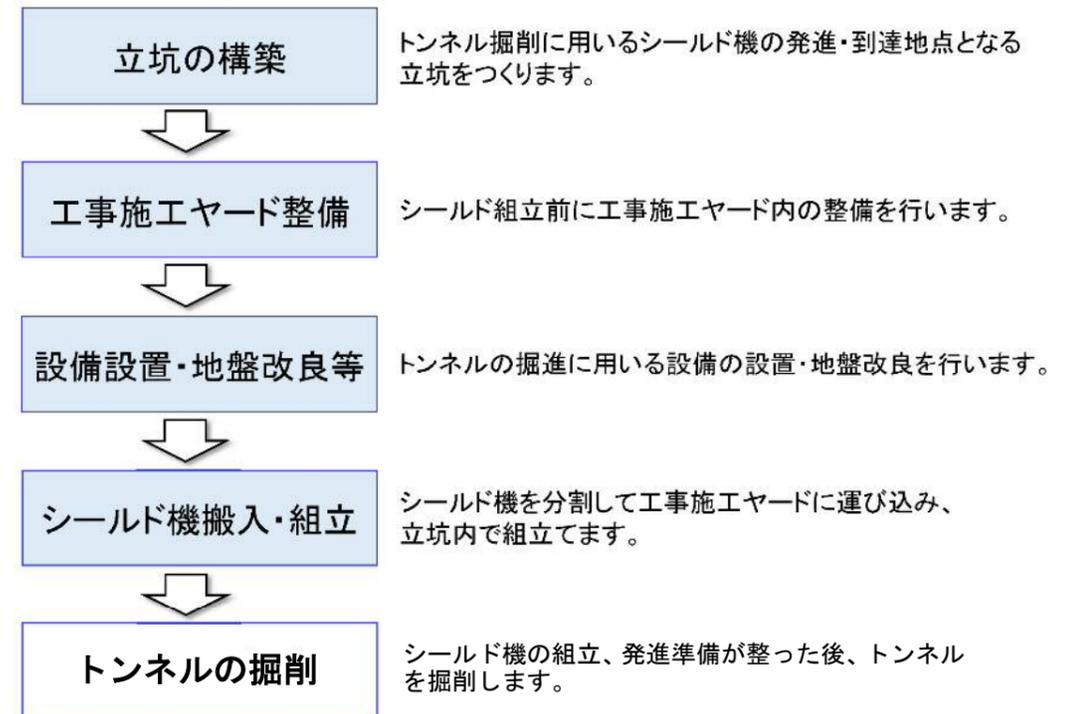
1 工事の概要

本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものです。
 ・「中央新幹線に係るシールド機組立等の工事説明会」【梶ヶ谷工区】(令和3年3月)
 ・「中央新幹線に係るシールド機組立等の工事説明会」【東百合丘工区】(令和3年4月)

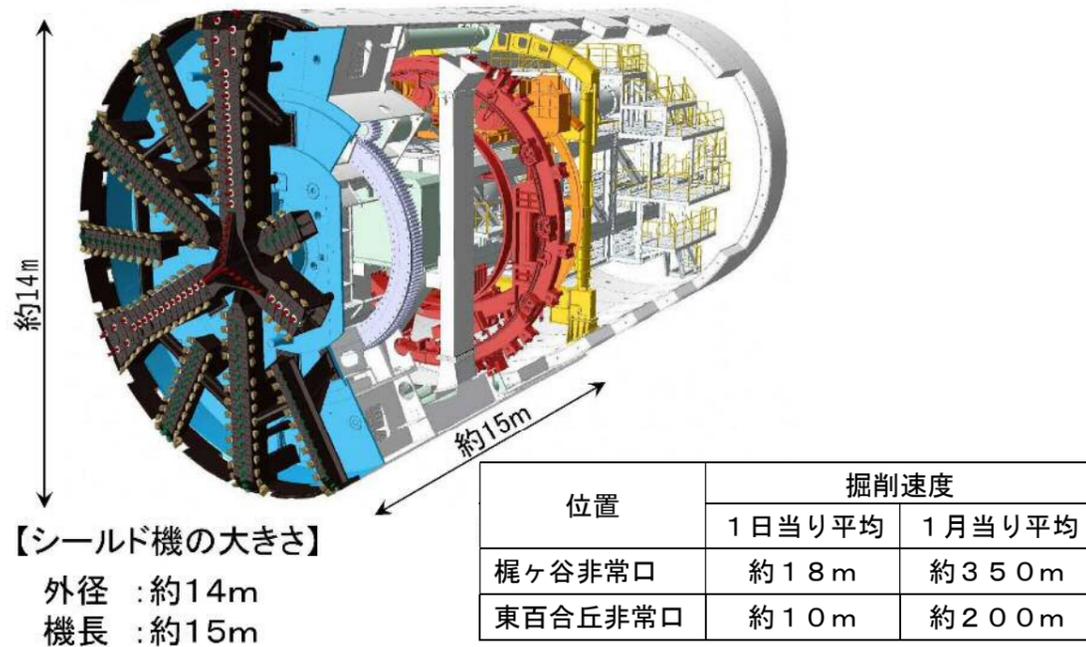
(1)シールド工事の掘削方向



(3)シールド工事のステップ



(2)シールド機の概要



※現時点での計画概要であり、今後変更となる可能性があります

(4)梶ヶ谷及び東百合丘非常口におけるシールド工事の工程

項目	年度	R2				R3				R4				R5				R6				R7	R8	R9	
		IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III								
梶ヶ谷非常口	非常口・資材搬入口工事	■																							
	シールド工事	工事施工ヤード整備	■																						
		設備設置・地盤改良等	■																						
		シールド機搬入・組立					■																		
		トンネル掘削等									■				■				■						
東百合丘非常口	非常口工事	■																							
	シールド工事	工事施工ヤード整備					■																		
		設備設置・地盤改良等					■																		
		シールド機搬入・組立					■																		
	トンネル掘削等									■				■				■							

※工程については、現時点の計画であり、変更する場合があります
 ※トンネル掘削を行う前に説明会を開催する予定
 ※シールドトンネル工事は別途契約
 ・梶ヶ谷：平成31年1月29日に契約(令和8年11月30日まで)
 ・東百合丘：令和2年2月18日に契約(令和8年12月25日まで)

2 地盤調査の実施状況

J R 東海は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく大深度地下の使用の認可申請において、国が大深度法の技術的な指針として定めた下記の「大深度地下使用技術指針・同解説」を踏まえ、地盤調査を実施し、その内容をとりまとめ、公表している。

＜J R 東海による地盤調査の概要＞

- 事業区域周辺の支持地盤の深さや強度等の確認を目的として、地盤調査を実施した。
- ボーリング調査は、「大深度地下使用技術指針・同解説」を踏まえ、J R 東海が実施するボーリング（以下、「J R ボーリング」という。）のほか、公的機関等より収集したボーリング調査データ（以下、「参考ボーリング」という。）や既存文献等を加味した上で、調査間隔が200m程度となることを目安に実施することを基本とした。
- 支持地盤の位置を特定する際には、J R ボーリング調査データを基本とした。
- 地盤調査地点間の支持地盤の連続性の確認には、J R ボーリングのほか、参考ボーリングや既存文献等を用いた。
- 事業区域周辺において支持地盤の連続性の確認に用いたボーリングデータは、本市内ではJ R ボーリング41箇所と、公的機関等から収集した参考ボーリング91箇所の合計132箇所。

「大深度地下使用技術指針・同解説（平成30年3月 国土交通省都市局）」抜粋（一部加工を含む）

- 大深度地下を特定するためには支持地盤を特定する必要があり、このための地盤調査を実施する。
- 土地利用が複雑化、高度化している大都市では、どこでもボーリングを実施できるものではなく、ある程度の間隔で実施せざるを得ない。
- 既存のシールドトンネルにおいては、100m～200m程度の間隔でボーリング調査を実施している例が多く、「鉄道構造物等設計標準・同解説（鉄道総合技術研究所）」などの各種基準・指針等においては、100m～200m程度の間隔のボーリング調査を推奨している。
- 大深度地下の特定のためには、ボーリングした箇所の支持地盤の上面がどのように連続して存在するかを特定できれば足り、その意味ではボーリング間の支持地盤の連続性を確認することが重要である。

3 東京外環トンネル工事の陥没事象を踏まえた本市の対応等

- これまで、本市の対応としては、リニア中央新幹線の事業に対し、J R 東海へ環境への影響や安全確保について十分配慮するとともに、地域の皆様に丁寧な説明を行うよう求めてきた。
- 同社は、本市要望を踏まえ、騒音・振動などの環境対策、安全対策等の検討を進めるとともに、地域の皆様へ定期的な工事スケジュールのお知らせや、進捗状況に応じた説明などを行ってきた。
- こうした中で、東京外環トンネル工事の陥没事象を受け、令和3年2月には、神奈川県、相模原市とともに、J R 東海に対してトンネル工事実施にあたっての安全対策の徹底について下記要請を行った。

令和3年2月19日
神奈川県・川崎市・相模原市

トンネル工事実施にあたっての安全対策の徹底について（要請）

日頃より県及び市の交通行政に対してご協力いただき感謝申し上げます。
さて、県内におけるリニア中央新幹線の事業では、平成28年度に着手した川崎市内の非常口において、今年中には工事が完了することが見込まれ、また、相模原市内の非常口においてもトンネル工事を行うための準備工事が進められるなど、今後、県内ではトンネル工事が本格的に進められると認識しています。
こうした中、昨年、大深度地下を活用した東京外環トンネル工事で路面等の陥没が発生したことで、リニア沿線の住民は大変不安を抱えている状況です。
そこで、今後、工事を進めるにあたっては、各種指針等に則り、陥没の事例も踏まえた上で、県民・市民の生命と財産を守り、かつ沿線の生活環境等への影響に十分配慮し、安全対策を講じられるよう、次のとおり要請いたします。

1. これまでのトンネル工事の陥没事故の調査結果を踏まえて、工事着手前には、十分な調査を行い、安全性を確認した上で、沿線地域に対して工事内容を丁寧に説明すること。
2. 工事中は、適切に施工管理等を実施し、安全確保に万全を尽くすこと。
3. 万が一、工事に伴い地表面等に異常が認められた場合は、速やかに安全を確保し原因究明を行った上で、必要な対策を講ずること。
また、その内容を都度、地域住民に丁寧に説明すること。

- 同社からは、東京外環トンネル工事の有識者委員会から出された報告書の内容を含め、工事の安全性に関する様々な情報を集め、実施すべき対策について検討し、トンネル掘削工事の開始前には、ルート沿線の工事に関わる住民の皆様を対象に、説明会を開催した上で、周辺環境に影響がないことを確認しながら進めていくとの説明を受けた。

陳情の要旨		本市の見解
陳情第84号	(1) 半径1km範囲内の市のアセスを実施させること	<p>○非常口の施工については、環境影響評価法に基づく「中央新幹線環境影響評価書[神奈川県]」において、地表の状況及び深度に応じてケーソン工法を選定することが示されており、梶ヶ谷非常口において、この工法が採用されている。</p> <p>○地下水の水位への影響予測は、環境影響評価法に基づき実施され、影響は小さいと予測されており、施工中におけるモニタリング調査においても、異常は認められていないことをJR東海から確認している。</p> <p>○川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価項目は、「地域交通(道路の混雑状況、交通安全への影響)」等が対象となっている。</p>
	(2) 損害を補償する工事協定書を私と市とJR東海と西松建設と4者で締結すること	<p>○JR東海は、リニア中央新幹線工事による損害が確認された場合は、補償を行うことを表明している。</p> <p>○同社から、万が一、損害が確認された場合については、個別に対応していくことを確認している。</p> <p>○本市としては、それらに対する同社の対応状況を確認する。</p>
陳情第85号	(1) 上下水道が利用できなかった場合の市による損害の補償とその費用請求について市とJR東海が協定書を結ぶこと	<p>○他企業工事等の影響により、上下水道管を破損させる事故が発生した場合には、民法等の関係法令に基づき、その原因者に対し、修理に要した費用等を請求する。</p> <p>○リニア中央新幹線に係る工事に起因して、管路等の施設に破損が生じた場合にも同様に、修理に要した費用等を請求していく。</p>
	(2) 最低でも自宅付近の地盤調査は、100～200メートルごとに実施することをJR東海に申し入れること	<p>○大深度地下使用の認可申請にあたり、JR東海がボーリング調査をはじめとする必要な調査を行い、国から認可を受けている。</p> <p>○外環道の陥没事象を受け、同社から、有識者委員会から出された報告書の内容を含め、工事の安全性に関する様々な情報を集め、実施すべき対策について検討していることを確認している。</p> <p>○本市としては、本年2月に神奈川県、相模原市、本市の3者で、安全対策の徹底等について要請しており、引き続き、同社の対応状況を確認する。</p>
	(3) リニア中心線の左右400メートルを対象に家屋調査を実施するように市からJR東海に依頼することと、被害が出た場合、市は一斉関与しないのであれば、私とJR東海が協定を結ぶように市からJR東海に依頼すること	<p>○ルート上の家屋調査について、JR東海から外環道の道路陥没の事象に関する原因の調査結果の公表を踏まえ、取り入れる必要があれば、取り入れる考えであることを確認している。</p> <p>○本市としては、本年2月の同社に対する要請書において、外環道の陥没事象の調査結果を踏まえて、工事着手前に、十分な調査を行い、安全性を確認することを求めている。</p> <p>○同社は、リニア中央新幹線工事による損害が確認された場合は、補償を行うことを表明している。</p> <p>○本市としては、同社が責任を持って対応するよう求めており、その対応状況を確認する。</p>
	(4) JR東海に対して、団体交渉を認めるよう申し入れること	<p>○JR東海は、リニア中央新幹線工事による損害が確認された場合は、補償を行うことを表明している。</p> <p>○本市としては、本年2月の同社に対する要請書において、外環道の陥没事象の調査結果を踏まえて、工事着手前に、十分な調査を行い、安全性を確認することを求めている。</p> <p>○同社から、万が一、損害が確認された場合については、個別に対応していくことの説明を受けており、団体交渉についての考え方を同社に確認したところ、改めて、誠意を持って個別に対応していくことを確認している。</p>
	(5) 被害の可能性のある住民も説明会に参加できるように、JR東海に対して申し入れること	<p>○本市は、本年2月のJR東海に対する要請書において、外環道の陥没事象の調査結果を踏まえて、工事着手前に、十分な調査を行い、安全性を確認した上で、丁寧に説明することを求めている。</p> <p>○同社から、ルート沿線の工事に関わる住民の皆様を対象に説明会を開催する予定であることを確認している。</p> <p>○本市としては、丁寧に説明することを要請しており、引き続き、同社の対応状況を確認する。</p>

陳情の要旨		本市の見解
陳情第85号	<p>(6) 県と国に対し下記を申し入れること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大深度地下法の改定で、損害が発生した場合は補償する ・ずさんな工事をした場合に罰則を設ける 	<p>○大深度法は、大深度地下の使用について、円滑に使用するための要件、手続き等に関して定めたものであり、工事による損害補償は規定されていないことを国に確認している。</p> <p>○J R東海は、リニア中央新幹線工事による損害が確認された場合は、補償を行うことを表明している。また、引き続き、安全に配慮し、工事を進めていくことを確認している。</p> <p>○本市としては、適切な施工管理を実施し、安全管理に万全を尽くすことを要請し、同社が責任を持って対応するよう求めており、その対応状況を確認する。</p>
	<p>(7) 国、県、市、議員、J R東海、有識者、弁護士、市民からなる中立的な第三者委員会を設置すること</p>	<p>○本事業については、J R東海が、大深度法に基づき認可申請を行い、安全の確保や環境の保全などに係る要件を国が審査し、認可されたものである。</p> <p>○本市としては、本年2月の同社に対する要請書において、外環道の陥没事象の調査結果を踏まえて、工事着手前に、十分な調査を行い、安全性を確認した上で、丁寧に説明することを求めている。</p> <p>○同社から、地盤の特性や施工方法など工事の安全性に関し、様々な情報などを基に、実施すべき対策について検討していることを確認している。</p> <p>○本市としては、適切な施工管理を実施し、安全管理に万全を尽くすことを要請し、同社が責任を持って対応するよう求めており、その対応状況を確認する。</p>